

## 天理市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項の規定に基づき小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定を受けて在宅で療養する児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することについて必要な事項を定め、もって日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表1の種目欄に掲げる用具とし、同表の性能等欄に掲げる条件を満たすものとする。

2 用具の給付対象者（以下「対象者」という。）は、小児慢性特定疾病により別表1の対象者欄に該当する児童等のうち、本市に住所を有する在宅の者とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる者は除く。

### (給付の申請)

第3条 用具の給付の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、原則として、対象者の扶養義務者とする。

2 申請者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、市長は、当該書類により確認すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 住所を証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類
- (3) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (4) 給付を希望する用具に係る見積書
- (5) 医師意見書
- (6) その他市長が必要と求める書類

(給付の決定)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに当該対象者の身体の状況を調査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書を申請者に日常生活用具給付券を給付事業者に交付するものとする。

3 用具の給付を受けた対象者は、当該給付に係る用具の耐用年数の期間内において同種の用具の交付申請を行うことはできないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 給付した用具が本人の責任によらない事由により修理できない等の理由で、使用が困難となった場合

(2) 病状の悪化等により既に給付した用具では生活の便宜が図れないと認められる場合

(費用の負担及び支払い)

第5条 用具の給付を受けた対象者の扶養義務者（以下「受給者」という。）は、別表2により算定された額（以下「徴収月額」という。）を負担するものとする。ただし、当該用具の給付に要する費用が、別表1により算定された基準額を超えるときは、受給者は徴収月額に加え、その差額を負担するものとする。

2 受給者は、前項の規定により算定された額を、用具の引渡しの際に用具を納付する業者に給付券を添えて支払うものとする。

3 用具を納付した業者が市長に請求できる額は、用具の給付に要した額から第1項の規定により算定された額を控除した額とする。このとき、業者は給付券を添付して請求を行うものとする。

(用具の管理)

第6条 用具の給付を受けた対象者及び受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項の規定に違反した場合には、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

種目	対象者	性能等	基準額 (円)	耐用 年数
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560	8年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有すること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000	8年

特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500	5年
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの。	22,000	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580	1年度に1回基準額までの給付とする
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	173,250	5年
ストマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520	1年度に1回基準額までの給付とする

<p>ストマ装具 (尿路系)</p>	<p>人工膀胱を造設した者</p>	<p>小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>149,160 1年度に1回基準額までの給付とする</p>
<p>人工鼻</p>	<p>人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者</p>	<p>小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>128,700 1年度に1回基準額までの給付とする</p>

別表 2

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準	徴収基準加算	
			月額（円）	月額（円）	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D 1 階層	2,900	290
		3,001～5,800円	D 2 階層	3,450	350
		5,801～8,700円	D 3 階層	3,800	380
		8,701～13,000円	D 4 階層	4,250	430
		13,001～17,400円	D 5 階層	4,700	470
		17,401～22,400円	D 6 階層	5,500	550
		22,401～28,200円	D 7 階層	6,250	630
		28,201～58,400円	D 8 階層	8,100	810
		58,401～75,000円	D 9 階層	9,350	940
		75,001～96,600円	D10階層	11,550	1,160
		96,601～121,800円	D11階層	13,750	1,380
		121,801～175,500円	D12階層	17,850	1,790
		175,501～221,100円	D13階層	22,000	2,200
		221,101～380,800円	D14階層	26,150	2,620
		380,801～549,000円	D15階層	40,350	4,040
		549,001～579,000円	D16階層	42,500	4,250
		579,001～700,900円	D17階層	51,450	5,150

	700,901～849,000円	D18階層	61,250	6,130
	849,001～1,041,000円	D19階層	71,900	7,190
	1,041,001円以上	D20階層	全 額	左の徴収基準 月額の10%。 ただし、その 額が8,560円 に満たない場 合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者に現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、親族と児童が同一家屋で起居している以外に、勤務、修学、療養等の都合上、起居を共にしていない場合であっても、生活費、学資金、療養費等を支出している場合、この親族と児童は同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びに



それ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

によって計算された地方税法により賦課される市民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

また、生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市民税については、当該年度の市民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。

以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和元年度の生活保護基準の見直しの影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。